

## 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

令和元年7月2日 こども家庭局長決定  
令和2年10月19日 改 定  
令和3年4月1日 改 定  
令和3年6月30日改 定

(趣旨)

第1条 保育士等の人材確保や離職防止を図るため、保育所等を運営する者による保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員(以下「保育補助者」という。)の雇い上げに必要な経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。(3)の事業において同じ。)
- (3) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」(平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号)の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する保育補助者(以下、「補助対象職員」という。)を新たに雇い上げる事業とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
  - (2) 子育て支援員研修(地域型保育)または家庭的保育従事者研修の受講を完了した者
- 2 雇用時点で前項2号を満たさない場合において、当該研修を受講予定であり、別表1に掲げる保育に関する40時間以上の実習(厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡)を修了した者または修了予定である者については、実習を開始した日から前項2号の要件を満たすものと見做すこととする。
- 3 配置基準数に含まれている者および処遇改善加算を含む他の加算・補助事業の対象となる者は補助対象職員から除くこととする。
- 4 本事業により新たに雇い上げを行った保育補助者は、雇い上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、補助対象職員とすることができることとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育対象職員の雇用に要する経費とする。なお、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定前に実施した事業に係る経費も対象に含めることができる。

(補助金の算定基準)

第5条 市長は、予算の範囲内において、別表2に定める基準額により算出した額を補助対象者に補助金として交付することができることとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を添付資料とともに、市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知することとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知することとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助対象者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第8号）を添付資料とともに、当該補助事業等の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書（様式第9号）及びその他市長が必要と認める書類により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を交付申請者に支払うこととする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したとき

は、速やかに、その旨を、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により交付申請者に通知することとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（関係書類の保存）

第 13 条 補助対象者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5 年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 7 月 2 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 19 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 保育に関する実習の内容

実習項目	目安の時間	実習内容
1. 保育所の役割	30 分	保育の役割 ※「保育所保育指針第 1 章第 1 節」（参考）の内容を踏まえて実習を行うこと。
2. 子どもの発達	60 分	①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び
3. 保育の基本	1,680 分	①子どもとの関わり方 ②身体を使った遊び ③言葉・音楽を使った遊び ④物を使った遊び ⑤その他保育士の業務の補助に関する事項
4. 乳幼児の発達と心理	90 分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばのコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割
5. 乳幼児の食事と栄養	60 分	①離乳の進め方に関する最近の動向

		②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント
6. 小児保育	120分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて ⑤子どもに多い症例とその対応 ⑥子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦事故予防と対応
7. 心肺蘇生法	120分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
8. 安全の確保と リスクマネジメント	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
9. 保育者の職業倫理と 配慮事項	90分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討
10. 特別に配慮を要する 子どもへの対応	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法

別表2 補助基準額

種別	上限額	補助率	雇用上限数
利用定員 121 人未満	年額 3,111,000 円	10 分の 10	1 名
利用定員 121 人以上	年額 6,222,000 円	10 分の 10	2 名